令和三年五月七日

Щ

口県債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事

村 岡

嗣

政

山口県規則第六十一号

山口県債権管理条例施行規則

(平成二十七年山口県規則第九号)

の一部を次のように

山口県債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

口

公公告

Щ

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)......一

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

県

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)

(厚政課)|

しなければならない区域の指定の解除(環境政策課)………………………………特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を

○告示

○規則

目

次

令 和 3 5月7日 (金曜日)

年

第三条第二項中「副教育長」を「理事」に改める。 附

則

改正する。

公布の日から施行する。

この規則は、

山口県告示第百七十号

ればならない区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第四百四十七号)により指 定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。 害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有

令和三年五月七日

山口県知事 村 岡

嗣

政

解除に係る形質変更時要届出区域 宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の六の一部

 \equiv 特定有害物質の種類

 \equiv 水銀及びその化合物

土壌汚染の除去 講じられた汚染の除去等の措置

山口県告示第百七十一号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

令和三年五月七日

称名又は名 常 護 の所る事業者

名居 宅 称介

護

Щ

口県知事

村

岡

嗣

政

所事 在業 地所

種事類業の 指定年月日

み薬局 有限会社めぐ

丁目四番二号下松市栄町三

めぐみ薬局

み薬局 有限会社めぐ 丁目四番二号下松市栄町三 めぐみ薬局 丁目四番二号下松市栄町三 指養居 導管宅 理療 令和三、

山口県告示第百七十二号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

令和三年五月七日

称名又は名 防 の所を事業者

名介 護 称予 防 所事 在業

山口県知事

村

岡

嗣

政

地所 種事 類業 0

指定年月日

令和三、

県

丁目四番二号下松市栄町三 理療防介 指養居護 導管宅予

山口県告示第百七十三号

口

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地

令和三年五月七日

山

認 可 年

月

日

山

口県知事

村

尚

嗣

政

千田郷土地改良区

土地改良区の名称

令和三、 四、

山口県告示第百七十四号

六十六号)の一部を次のように改正する。 Ш 口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示 (昭和四十一年山口県告示第四百

令和三年五月七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

退任した役員

土地改良区の名称

監理 事事 別

氏

名

住

一の表中

	\neg		
	株式会社トモタ		
	月六番一号 《新田二丁		
	車学校山口県南陽自動		
	目六番一号 新田二丁		
	"		
	"		
を			

	_		
社徳産業株式会	株式会社トモタ		
二七番二〇号光市光井四丁目	目六番一号新田二丁		
南市役所店」周南市役所売店	車学校山口県南陽自動		
丁目一 岐山通一	月六番一号 《新田二丁		
令 六和三、 三	"		
— に 改 め			

る。

(一三二) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 土地

令和三年五月七日

就任した役員

山口県知事

村 岡

嗣

政

土地改良区の名称

監理 事事 の 別 氏 名

所

土地改良区下関市豊北町農地開発

理 事 杉井 正 剛 下関市豊北町大字田耕九二一 住

学

大字滝部二二六九

三七五四の六

末田 佐々木磯址 利美

松田 清 \bigcirc 11

> 一六六六

白石 隆雄 "

河田征四郎

監 "

事

"

藤田

大字北字賀二八九〇 大字阿川一二八八

芳幸 大字滝部三一一三の一

所

(一三五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年五月七日

山口県知事

村

岡 嗣 政

事務を担当する課の名称及び所在地 土木建築部都市計画課 山口市滝町一番 二号

落札に係る特定役務の名称及び数量

式

 \equiv 契約の相手方を決定した手続 周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務

般競争入札

落札者を決定した日

兀 令和三年三月二十四日

Ŧī. 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山一丁目八一九番一四

六 落札金額 一トン当たり一万五千九百五十円

七 入札公告日 令和三年二月五日

その他

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

調達方法

 (\equiv) 購入等 落札方式

最低価格

令和三年五月七日発行令和三年五月七日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県市